

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の地方自治法第173条に規定する職名に関する規程の廃止について次のように定める。

平成19年3月30日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市職員の地方自治法第173条に規定する職名に関する規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)